

北 いわて 広 域 観 光 業 務

企画コンペ提案審査要領

平成 30 年 6 月

岩 手 県

この「企画コンペ提案審査要領」は、岩手県（以下、「県」という。）が「北いわて広域観光推進業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う企画コンペの提案審査について必要な事項を定めるものです。

1 審査

(1) 審査機関

本業務に係る企画コンペの審査は、別途設置する「北いわて広域観光推進業務企画提案選考委員会」において実施します。

(2) 審査機関の構成

次に掲げる機関に所属する社員等により審査委員を構成することとします。

- ・ 三陸鉄道株式会社
- ・ 久慈市産業経済部観光交流課
- ・ 岩手県北広域振興局産業振興室

2 審査方法

(1) 採点

審査は、企画コンペに参加する者（以下「コンペ参加者」という。）から提出された別添資料2「業務仕様書」で定める書類（以下「コンペ提案書等」という。）について、【別紙3-1】「審査項目、審査観点及び配点」に基づき審査します。

審査委員は、コンペ提案書に基づき、個別の審査項目ごとに評価・採点を行い、委員ごとに合計点の上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）を付するものとし、その合計点数が最も高い企画を提案した業者を委託候補者として選定します。

なお、応募者が1者のみであった場合においても、審査委員において審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価します。

(2) 委託予定者の選定

審査委員は、各委員が付した順位点を合計し、総得点により総合順位を決定するものとし、総合順位が第1位の者を委託予定者として選定します。

なお、総得点が高点の場合には、高い順位の票を多く得たものを上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、審査委員において合議のうえ総合順位を決定するものとします。

3 審査結果の通知

審査結果については、各コンペ参加者に郵送により書面で通知することとし、原則口頭での通知は行いません。

なお、県公式サイト上においても審査結果を公表しますが、県公式サイト上においては、委託候補者のみ名称を公表することとします。

審査項目、審査観点及び配点

審査項目		審査観点	配点	
提案のあった業務の内容が優れていること	全体構成	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書の事業内容を十分踏まえ、基本的な考え方を的確に把握し、効果的な提案となっているか。 県北圏域の認知度向上のため観光PRを効果的に行えるようなものとなっているか。 	15	75
	訴求性	<ul style="list-style-type: none"> 県北及び八戸圏域の観光の魅力を来場者に訴求する内容となっているか。 	15	
	斬新性	<ul style="list-style-type: none"> 観光PRの内容は、一目で県北及び八戸圏域の特徴や一体感、他地域と差別化するなど、創意工夫されたものとなっているか。 	15	
	連携性	<ul style="list-style-type: none"> 関係者と一体となった観光PRが可能なように工夫されているか。 	10	
	事業効果の分析	<ul style="list-style-type: none"> 事業の効果分析が行えるような提案内容となっているか。 アンケートの回収率を上げる効果的な仕組みとなっているか。 本事業の効果分析方法は適正であるか。 	10	
	その他の企画提案	<ul style="list-style-type: none"> 限られた予算内での効果的、効率的なものとなっているか。 新機軸を打ち出した斬新な企画となっているか。 	10	
業務を適正かつ確実に履行する能力を有していること	業務履行能力	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容を確実に履行可能な組織体制を構築できるか。 本業務に類する業務の実績は良好であるか。 権利関係の処理は適切に行われるか。 	15	25
	見積書	<ul style="list-style-type: none"> 積算単価や数量は妥当なものであるか。 提案内容との整合性があるか。 	10	
合 計			100	